

岩手県告示第 467 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団銀河雫石大森クリニック	岩手郡雫石町千刈田 79 番 2	平成 20 年 4 月 1 日
坂下歯科医院	宮古市宮町一丁目 1 番 46 号	平成 20 年 5 月 8 日
南矢巾ハートクリニック	紫波郡矢巾町南矢幅第 6 地割 143 番地 31	平成 20 年 4 月 1 日